

議会要覧

令和 7 年度版

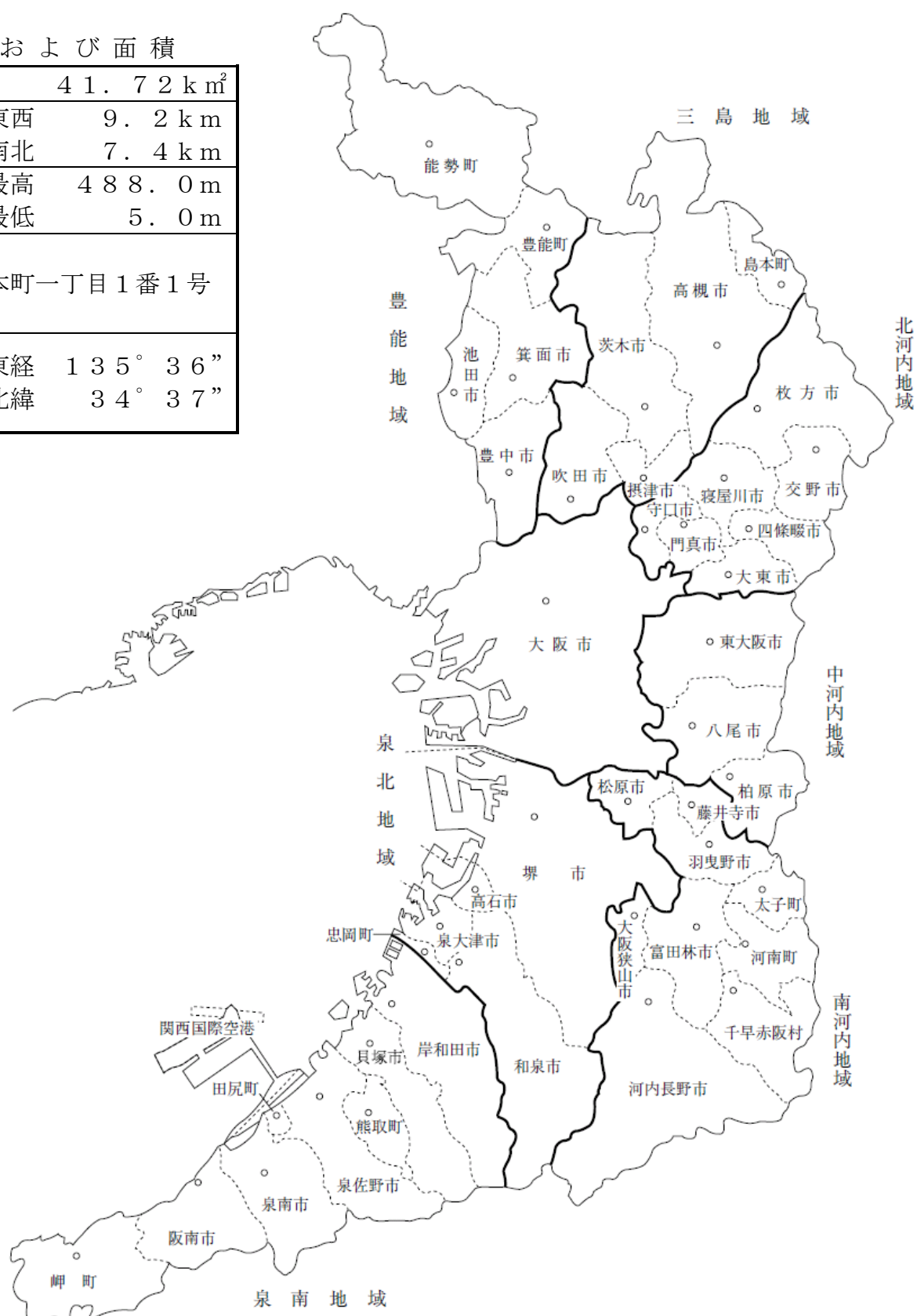
大阪府八尾市議会

八尾市の概要

1. 八尾市の位置

位置および面積

面積	41.72 km ²	
広ぼう	東西	9.2 km
	南北	7.4 km
海抜	最高	488.0 m
	最低	5.0 m
市役所の位置	所在地	本町一丁目1番1号
	経緯度	東経 135° 36" 北緯 34° 37"



2. 地 勢

本市は、大阪府の中央部の東寄りに位置し、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は大和川を境として松原、藤井寺両市と東南部の柏原市に、東は生駒山地を境にして奈良県と隣接し、市の中心位置（市役所本庁）は、東経 135 度 36 分、北緯 34 度 37 分にある。

3. 歴 史

市内には史跡が多く、高安山麓には縄文時代の石器片や土器片、弥生時代の恩智遺跡や銅鐸の出土があり、古墳時代の遺跡として国の史跡指定を受けている心合寺山古墳をはじめ、横穴式円墳など約 250 基の古墳群が存在している。

飛鳥、奈良時代に入り、本市域は、大阪、奈良を結ぶ中継地として栄え、聖徳太子ゆかりの勝軍寺をはじめ龍華寺などの大寺が建ち、本願寺蓮如上人の布教によって形成された八尾寺内町の発展は本市発展の大きな基礎となった。

近世に入り、旧大和川の付け替えによる舟運と新田開発、特に木綿栽培の適地として河内木綿の名は広く各地に知られ、東大阪随一の市街となった。

また、市内の東弓削遺跡で、巨大な塔とみられる建物の基壇が見つかり、続日本紀に記載のある由義寺の塔跡と断定され、これまで幻とされていた由義寺が実在し、高さ 70 メートル級の七重塔を伴う極めて格の高い国家寺院だった可能性があることが明らかになった。

八尾の地名は「矢負い」の転化とも「八つ尾の鶯」の生息からともいわれている。

4. 現 況

明治維新とともに河内県、堺県を経て、明治 14 年大阪府に統合の後、同 22 年の町村制の施行により、11 の村が村制を施行、同 36 年に八尾村が、昭和 2 年に龍華村が町制をしいた。

戦後の昭和 23 年には、八尾、龍華、久宝寺、大正、西郡の 5 ヲ町村が合併して市制を施行した。また、同 30 年に河内市福万寺、上之島地区と高安、南高安、曙川の各町村を、同 32 年に志紀町を合併、同 39 年には松原市北若林地区を編入した。この当時から同 46 年まで人口が年間 1 万人も増加する人口急増都市となったが、その後同 53 年頃から人口増加も次第に鈍化し現在は減少に転じている。平成 30 年 4 月に中核市に移行した本市は住宅と産業を併せ持つ大阪の近郊都市として発展しながら、今日に至っている。

5. 都市宣言等

- | | | | |
|-----|------------|--------|-------------------|
| (1) | 世界連邦平和都市宣言 | (議決年月日 | 昭和 33 年 3 月 17 日) |
| (2) | 交通安全都市宣言 | (議決年月日 | 昭和 37 年 3 月 30 日) |
| (3) | 非核・平和都市宣言 | (議決年月日 | 昭和 58 年 10 月 4 日) |
| (4) | ゆとり宣言(決議) | (議決年月日 | 平成 2 年 7 月 3 日) |
| (5) | 環境宣言(決議) | (議決年月日 | 平成 5 年 12 月 22 日) |
| (6) | 健康都市宣言(決議) | (議決年月日 | 平成 26 年 3 月 25 日) |

6. 姉妹都市・友好都市

- | | | | |
|-----|------|---------------------|---------------------------|
| (1) | 姉妹都市 | アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市 | (昭和 44 年 11 月 17 日姉妹都市提携) |
| (2) | 友好都市 | 中華人民共和国上海市嘉定区 | (昭和 61 年 9 月 13 日友好都市調印) |

7. 市 勢 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

- | | | | | | |
|-----|---------|------|----------------|-----------------|---------------------------|
| (1) | 人 | 口 | 2 5 8, 2 8 5 人 | | |
| (2) | 世 | 帯 | 数 | 1 2 8, 6 3 9 世帯 | |
| (3) | 市 | 域 | 面 | 積 | 4 1. 7 2 k m ² |
| (4) | 市職員 | 条例定数 | 2, 4 6 5 人 | | |
| (5) | 産業別就業者数 | | | | |

(令和 2 年国勢調査)

分 類	就 業 者 数	構 成 比
第 1 次産業	8 3 6 人	0. 8 %
第 2 次産業	3 0, 4 8 2 人	2 7. 5 %
第 3 次産業	7 4, 7 3 6 人	6 7. 3 %
分 類 不 能	4, 9 4 8 人	4. 4 %
合 計	1 1 1, 0 0 2 人	1 0 0. 0 %

8. 財 政

(1) 当初予算

(単位：千円)

区分 \ 年度		令和7年度	令和6年度
一般会計		127,920,808	119,006,903
特別会計	国民健康保険事業	25,919,217	26,757,951
	財産区	3,283	3,225
	介護保険事業	29,613,533	29,300,918
	後期高齢者医療事業	8,921,670	8,761,751
	土地取得事業	832,451	1,532,476
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	88,099	93,752
	小計	65,378,253	66,450,073
企業会計	病院事業	19,289,626	18,750,029
	公共下水道事業	17,600,373	18,765,858
	小計	36,889,999	37,515,887
特別・企業会計の合計		102,268,252	103,965,960
総合計		230,189,060	222,972,863

(2) 市 税 (令和7年度)

(単位：千円)

区分 \ 項目	予 算 額
市 税 総 額	41,328,000
うち個人市民税	14,854,300
うち法人市民税	3,213,200
うち固定資産税	17,329,500
うち市たばこ税	1,893,500
うち都市計画税	3,569,400

(3) 財政構造

(単位：％)

区分 \ 年度		令和5年度決算	令和4年度決算	令和3年度決算
財政力指数	単年度	0.70	0.70	0.69
経常収支比率		100.6	98.6	96.6
健全化 判断 比率	実質公債費比率	3.1	3.4	3.7
	将来負担比率	—— (9.2％の超過)	—— (14.5％の超過)	—— (8.5％の超過)

議 会 概 要

1. 議員定数

- (1) 条 例 定 数 26 人
 (2) 条 例 適 用 令和5年一般選挙より適用
 (3) 現 員 数 25 人
 (4) 任 期 令和5年5月1日～令和9年4月30日

2. 議会の構成

(1) 会 派

(令和7年4月1日現在)

会 派 名	大阪維新の会	公明党	八尾保守の会	紡ぐ八尾の未来を会	新声	日本共産党	合 計
所 属 人 数	9 人	5 人	4 人	3 人	2 人	2 人	25 人

(2) 当選回数別人員

(令和7年4月1日現在)

当選回数(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
人 数 (人)	5	10	3	2	2	0	2	0	0	1

(3) 平均年齢 (令和7年4月1日現在)

51.7 歳

(4) 男女比率

男性 18 人 女性 7 人

3. 議会費予算等

(1) 議会費予算（令和7年度当初予算）

（単位：千円）

区 分		項 目	予 算 額
議 会 費 総 額			5 4 8, 9 1 2
内 訳	報 酬		1 8 4, 6 9 0
	給 料		5 3, 6 4 2
	職 員 手 当 等		1 2 4, 9 9 3
	共 済 費		4 9, 5 6 5
	報 償 費		2 2 4
	旅 費		5, 3 6 7
	交 際 費		3 0 0
	需 用 費		1 3, 6 6 4
	役 務 費		2
	委 託 料		9 1, 3 2 9
	使 用 料 及 び 賃 借 料		2, 5 6 1
	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		2 2, 5 7 5

一般会計に占める議会費の割合
市民一人当たりの議会費

0. 4 2 %
2, 1 2 5 円

(2) 議員報酬等

区分 \ 項目		単 位	額 (円)	適 用 年 月 日
報 酬	議 長	月額	700,000	平成7年7月1日
	副 議 長	月額	650,000	平成7年7月1日
	議 員	月額	610,000	平成7年7月1日
政 務 活 動 費		1人月額	70,000	平成13年4月1日
行 政 視 察		○委員会行政視察 (25名)		
		1人年額	80,000	令和7年4月1日
		○先進都市視察 (9名)		
		1人年額	70,000	令和7年4月1日
宿 泊 費		1夜	実費 (上限あり：場所による)	令和7年4月1日
宿 泊 手 当		1夜	2,400	令和7年4月1日
費 用 弁 償		現行廃止 (平成13年4月1日より)		

〔補足〕政務活動費は会派又は個人に支給している。後払いについては現在のところ検討はしていない。平成29年度から、活動報告書の提出を義務化するとともに収支報告書及び活動報告書のホームページでの公開を開始した。政務活動費の交付を受けた議員又は会派の代表者は、政務活動費に係る書類（収支報告書・会計帳簿・領収書の原本）を提出しなければならない。何人も政務活動に係る書類の閲覧を請求することができる。写しを希望する場合は情報公開条例に基づき、公文書公開請求の手続きとなる。

4. 議会運営

(1) 議会運営委員会・各派代表者会議

項目 \ 区分	議会運営委員会	各派代表者会議
設置根拠	委員会条例第4条	会議規則第156条第1項 各派代表者会議運営規程
定数	各派の選出方法に基づく数と同じ構成 (議会の議決が必要)	議長、副議長及び各会派から選出した代表者の合算。代表者は、各会派から所属議員数を4で除した人数を選出する。(小数点以下四捨五入)
任期	1年	定めていない
選出方法	- 各会派から、所属議員数を4で除した人数(小数点以下四捨五入)。 - 委員長は議長または副議長所属会派から選出し、副委員長は互選とする。 - 議長は法105条により、副議長は会議規則109条により出席する。	選出人数の割当てについては議運と同じ。 招集権者は議長。
協議事項	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項、議案・請願等の審査	会派間の意見調整に関する事項、その他議会運営上必要と認める事項、議会の円滑な運営に資する事項

(2) 議案の質疑

項目 \ 区分	議案の質疑
形態	議案の内容や提案の理由等について疑問点や不明点をたずねること
時期	毎定例会 ※ただし、3月定例会及び改選年の6月定例会は「議案の質疑」及び「一般質問」を一括して行うことができる
発言者数	制限なし
発言回数	一括方式：3回まで 一問一答方式：無制限 ※いずれかを通告時に選択
発言時間	30分(答弁含まず)
発言通告	発言通告の議会運営委員会の前日の午後3時までに持参
通告方法	要旨を書面で提出

(3) 一般質問

議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、あるいは報告、説明を求め、又は疑問をただすこと。質問の対象、範囲は、地方公共団体が処理する事務で、例えば国が処理している事務や一部事務組合等で共同処理する事務に対して質問することは認められない。なお、「質疑」とは本質的に異なる。

項目 \ 区分	代 表 質 問	個 人 質 問
形 態	各会派の代表者が「一般質問」及び「議案の質疑」を一括して行う	「一般質問」のみ行う ※ただし、3月定例会及び改選年の6月定例会は「一般質問」及び「議案の質疑」を一括して行うことができる
時 期	3月定例会（当初予算議会） ※ただし、改選年は、改選後の6月定例会で行う	毎定例会
発 言 者 数	各会派から1人	制限なし
発 言 回 数	一括方式：3回まで 一問一答方式：無制限 ※いずれかを通告時に選択	一括方式：3回まで 一問一答方式：無制限 ※いずれかを通告時に選択
発 言 時 間	50分（答弁含まず）	30分（答弁含まず）
発 言 順	大会派順 （同数会派は隔年交互）	抽選
発 言 通 告	発言通告の議会運営委員会の前日の午後3時までに持参	発言通告の議会運営委員会の前日の午後3時までに持参
通 告 方 法	要旨を書面で提出	要旨を書面で提出

(4) 常任委員会

委員会名	定数	所管事項
総務	7人	危機管理課、政策企画部、総務部、財政部、人権ふれあい部、会計課、消防、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の各所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
建設産業	6人	魅力創造部、都市整備部、下水道部、建築部及び農業委員会の各所管に関する事項
文教	7人	こども若者部及び教育委員会の各所管に関する事項
健康福祉環境	6人	健康福祉部、環境部及び市立病院の各所管に関する事項
予算決算	25人 ※議長を除く 全議員	予算及び決算に関する事項

5. 議会の活動状況（令和6年中）

区分 \ 項目	開 会 日 数
本 会 議	22 日
常 任 委 員 会	64 日
委 員 協 議 会	23 日
全 員 協 議 会	1 日
議 会 運 営 委 員 会	25 日
各 派 代 表 者 会 議	22 日

6. 傍聴者数の推移

区分 \ 年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年
本会議（日）	22	20	22	26	22
傍聴者数（人）	425	369	204	308	292
一日平均（人）	19.3	18.4	9.2	11.8	13.2
常任委員会（日） （同日開催含む）	64	44	55	62	57
傍聴者数（人）	67	54	53	44	56
一日平均（人）	1.0	1.2	0.9	1.4	0.9

7. 本会議・委員会の公開

区分 \ 項目	定員	備考
本会議	86人	定員を超えた場合は抽選。 議会ロビーのテレビ放映での傍聴も可能。
常任・特別・議会運営委員会	15人	

8. 議会刊行物

(1) 会議録

種 類	本会議会議録		委員会会議録
発 行	年間 4 回		年間 4 回
部 数	1 回 20 部		
配 付 先	図書館、記者クラブ、会派控室、有功者室、情報公開室等		
規 格	A 4 判 横書き 1 行 21 字・43 行・2 段		
作 成	反訳と印刷・製本は委託		
令和 7 年度 予算	単 価	反 訳	納期 4 日 16,000 円 納期 14 日 12,000 円
		印刷製本	1 頁あたり 14 円
		目次版下 作 成	1 頁あたり 1,500 円
	合 計	反 訳	3,542,000 円
		印刷製本	1,694,000 円
		目次版下 作 成	255,750 円

(2) 市議会だより

創 刊	昭和 33 年 5 月 20 日
発 行 (予 定)	年間 5 回 発行月・頁数 定例会号…16 頁 5 月臨時会号…4 頁
部 数	1 回 140,000 部
配 付 先	市内全世帯、市内公共施設、駅など
規 格	A 4 判、縦書き、 表紙・裏表紙フルカラー その他 2 色刷り 用紙：再生紙
印刷単価	1 部： 4 頁…3 円 16 頁…8 円（令和 6 年度実績）
配布方法	印刷業者→宅配業者→全世帯（全戸配布） ※平成 11 年 4 月（3 月定例会号）より市政だよりと合冊、 市政だより担当課が配布の委託契約を行っている。 ※市内全戸配布は令和 3 年 6 月定例会号から開始。

(3) その他

種 類	発 行	配 付 先	発 行 部 数
点字市議会だより	年 5 回	・八尾視覚障がい者福祉協会会員のうち希望者 ・図書館 ・公共施設	1 回 50 部
声の市議会だより	年 5 回	・八尾視覚障がい者福祉協会会員のうち希望者 ・市議会ホームページに掲載	1 回 50 部

9. 市議会だより発行規程

(1) 議会だより編集委員会

副議長を委員長とし、各会派から 1 人ずつ、所属委員会を考慮して選出する。
任期は 1 年

(2) 発行手順（例）

- 第 1 回編集委員会（発言通告後）
全体のページ数、誌面構成の決定
- 第 2 回編集委員会（最終本会議終了後）
詳細な誌面構成・掲載内容の決定
- 原稿・写真・レイアウトを事務局で作成（1 週間～10 日）
- 第 3 回編集委員会
原稿・レイアウトのチェック
- 出稿（第 3 回編集委員会後）
- 校正
3～4 日後……………主に原稿の校正
1 週間後（出張校正）…主に色の校正
- 発行（定例会の翌月又は翌々月 20 日）

10. 議会図書室

(1) 蔵書数

内 容	冊数
法 規 、 例 規	19
判 例 、 実 例 、 先 例	6
事 務 要 覧 、 事 務 提 要	12
法 解 釈	22
議 会 運 営	175
行 政 一 般 、 白 書	738
辞 典	2
歴 史	12
ス キ ル ア ッ プ	28
そ の 他	62
合 計	1,076

(2) 雑誌類（保管は主に5年）

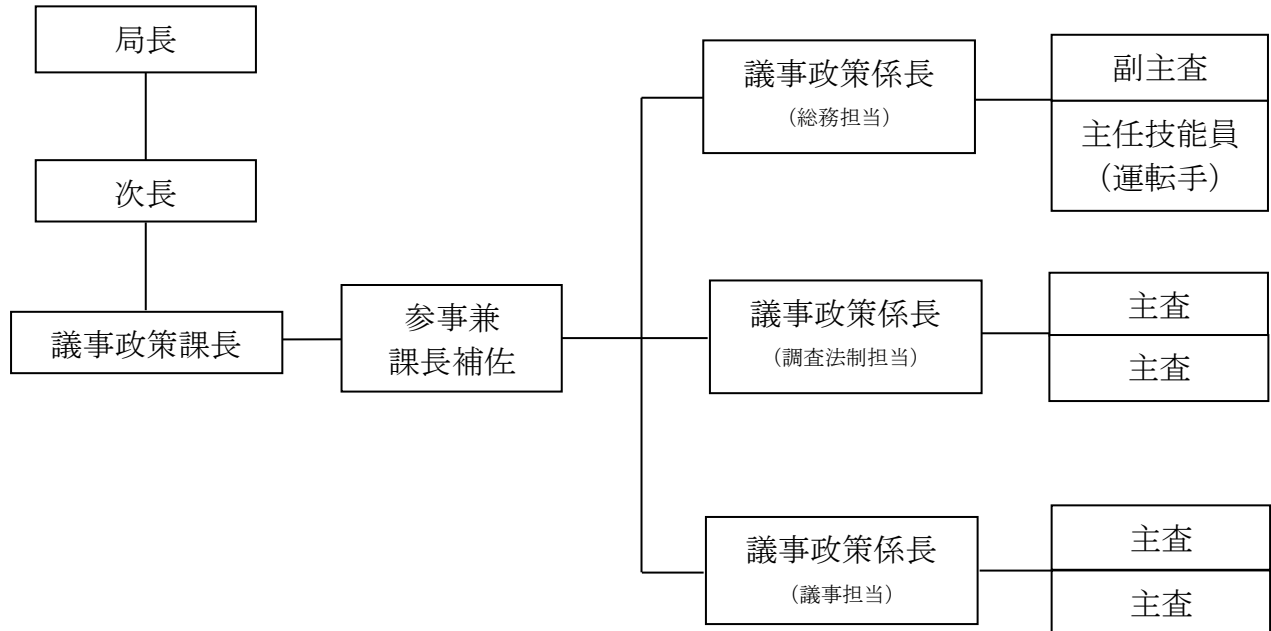
日経グローバル・ガバナンス・判例地方自治・地方議会人・D-File

(3) インターネットで利用できるサービス

47 行政ジャーナル・議員 NAVI・D-File 電子版

11. 市議会事務局

(1) 事務局機構図



(2) 職員数

- | | |
|--------|------|
| ・ 条例定数 | 15 人 |
| ・ 現員 | 13 人 |

八尾市民憲章

わたくしたちは、信貴・生駒のやまやまをとおぐ八尾の市民です。

わたくしたちの八尾市は、ゆたかな伝統と美しい自然にめぐまれ、近代都市へ発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、みんなのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめました。

わたくしたち八尾市民は

1. 若い力を育てましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびにいきましょう。

(昭和 39 年 11 月 3 日制定)

八尾市議会 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

Tel. 072-924-3895 Fax. 072-922-4968

E-mail: sigikaijimukyoku@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページアドレス : <http://www.city.yao.osaka.jp/>